

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

大田市大田町大田の一部の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

- 1. 地図及び簿冊の名称 大田⑬地区地籍図原図及び地籍簿案
- 2. 閲覧期間 令和 7 年 1 月 1 7 日から
 令和 7 年 2 月 6 日まで 2 0 日間
- 3. 閲覧場所・時間

場 所	月 日	時 間
大田市役所 建設部事業推進課	1 月 17 日（金）～2 月 6 日（木）	9 時 00 分～17 時 00 分

- 4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6. 閲覧は、期間中毎日 9 時から 1 7 時まで行うこととする（ただし、閉庁日を除く）。

令和 7 年 1 月 1 7 日

大田市長 楫 野 弘 和